

○経済産業省告示第十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次の表のように改正する。

令和七年二月十日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次の	輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次の

いずれかに該当するものとする。

一〇三十二 (略)

三十三 二―(二H―一・二・三―ベンゾ

リアゾール―ニール)―四・六―ジータ

―シャリーペンチルフエノール(別名UV

―三二八)

三十四 一・一・一―トリクロロ―二・二―

ビス(メトキシフェニル)エタン(別名メ

トキシクロル)

三十五 一・二・三・四・七・八・九・十・

十三・十三・十四・十四―ドデカクロロ―

一・四・四a・五・六・六a・七・十・十

a・十一・十二・十二a―ドデカヒドロ―

いずれかに該当するものとする。

一〇三十二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

一・四・七・十ージメタノジベンゾ「a・ e」「八」アンヌレン（別名デクロランプ ラス）	
三十六（略）	三十三（略）

附 則

この告示は、令和七年二月十八日から施行する。

経 済 産 業 省

20250205貿局第2号
輸出注意事項2025第3号
経済産業省貿易経済安全保障局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年2月10日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この規程は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙1の改正規定 令和7年2月18日
- 二 別紙2のうち、[付表1] 2-1-1（5）輸出令別表第2の解釈の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の上欄における「UV-328、メトキシクロル、デクロランプラス」に係る改正規定
令和7年2月18日
- 三 別紙2のうち、上記前号以外の改正規定 令和7年8月12日

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改 正 後			現 行		
別紙第1 1～4 （略）			別紙第1 1～4 （略）		
5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」〔付表1〕の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））			5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」〔付表1〕の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））		
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象
(1)～(36) （略）	(略)	(略)	(1)～(36) （略）	(略)	(略)
<u>(37) 2- (2H-1, 2, 3-ベンゾ トリアゾール-2-イル) - 4, 6-ジ-ターシャリーペン チルフェノール (別名 UV- 328)</u>	<u>25973-55-1</u>	<u>○</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>(38) 1, 1, 1-トリクロロ-2, 2- ビス (メトキシフェニル) エタン (別名メトキシクロ ル)</u>	<u>72-43-5</u> <u>30667-99-3</u> <u>76733-77-2</u> <u>255065-25-9</u> <u>255065-26-0</u> <u>59424-81-6</u> <u>1348358-72-4</u>	<u>○</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>(39) 1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 1 3, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4 a, 5, 6, 6 a, 7, 10, 10 a, 11, 12, 12 a-ドデカヒ ドロ-</u>	<u>13560-89-9</u> <u>135821-74-8</u> <u>135821-03-3</u>	<u>○</u>	(新設)	(新設)	(新設)

<u>1, 4:7, 10-ジメタノジベン ゾ[a, e] [8] アンヌレン (別名デクロランプラス)</u>					
別紙第2 (略)			別紙第2 (略)		

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行		
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、[付表1]に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)			2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、[付表1]に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)		
[付表1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第2の解釈の表			[付表1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第2の解釈の表		
輸出令 別表第2 の項	輸出令別表 第2中解釈を 要する語	解 釈	輸出令 別表第2 の項	輸出令別表 第2中解釈を 要する語	解 釈
33・35	(略)	(略)	33・35	(略)	(略)
35の3	(略)	(略)	35の3	(略)	(略)
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N，N′－ジトリル－パラフェニレンジアミン、N－トリル－N′－キシリル－パラフェニレンジアミン又はN，N′－ジキシリル－パラフェニレンジアミン、2，4，6－トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター1，3－ジエン、2－（2H－1，2，3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4，6－ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブromoビフェニ		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N，N′－ジトリル－パラフェニレンジアミン、N－トリル－N′－キシリル－パラフェニレンジアミン又はN，N′－ジキシリル－パラフェニレンジアミン、2，4，6－トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター1，3－ジエン、2－（2H－1，2，3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4，6－ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシ

	ル、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブロモシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、デカブロモジフェニルエーテル、PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質（ペルフルオロオクチル＝ヨージド、8：2フルオロテロマーアルコール、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号）に規定するもの）、ペルフルオロ（ヘキサノー1－スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩、<u>UV－328</u>、<u>メトキシクロル</u>、<u>デクロランプラス</u>並びにこれらを含む混合物又は製剤	
	（略）	
	ペルフルオロ（ヘキサノー1－スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。 ① ～⑩ （略）	
	<u>UV－328が使用されている以下の製品を含む。</u> <u>① 潤滑油</u> <u>② 樹脂に紫外線を吸収する性能を</u>	

	クロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブロモビフェニル、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブロモシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、デカブロモジフェニルエーテル、PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質（ペルフルオロオクチル＝ヨージド、8：2フルオロテロマーアルコール）、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号）に規定するもの）、ペルフルオロ（ヘキサノー1－スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩並びにこれらを含む混合物又は製剤	
	（略）	
	ペルフルオロ（ヘキサノー1－スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。 ①～⑩ （略）	
	（新設）	

		<u>与えるための調製添加剤</u> <u>③ 塗料及びワニス</u> <u>④ 接着剤、テープ及びシーリング</u> <u>用の充填料</u>					
		<u>デクロンプラスが使用されている</u> <u>以下の製品を含む。</u> <u>① 潤滑油</u> <u>② 樹脂に防炎性能を与えるための</u> <u>調製添加剤</u> <u>③ 電子機器及び電気機器の部品</u> <u>④ シリコーンゴム</u> <u>⑤ 接着剤及びテープ</u>			(新設)		
3 5 の 4 ～ 4 3	(略)	(略)		3 5 の 4 ～ 4 3	(略)	(略)	

「輸出貿易管理令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の
一部改正案に関する意見公募手続の結果について

令和7年2月10日
経済産業省
貿易管理課

「輸出貿易管理令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の一部改正案について、令和6年12月5日から令和7年1月6日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	提 出 意 見	回 答
1	真面目にルールを守って輸出する人たちが居るが、その人たち以上にルールを知らずか知ってか、ルールを守らずに輸出する人たちが居る。税関の輸出審査は我が国の税金に関わってこないため、ザルなことで有名だが、税関で捕捉し、ルール違反者をキチンと罰する体制はできているのか？もしできないのであれば、正直者がバカを見ることになる。	・ ご意見ありがとうございます。本件は、ストックホルム条約を我が国として履行するために輸出規制措置を講じるものであり、今後も本条約を我が国として履行するため、適切な輸出管理に努めてまいります。なお、外国為替及び外国貿易法に違反した者に対しては、罰則や行政制裁の処分が適用される場合があります。
2	運用通達の案には「電子機器及び電子機器の部分品」とありますが、弊社は産業装置を扱うため、保守サービス部品としてこれらの部分品を海外に提供したり、故障品を海外から輸入して解析をお願いすることを行っています。 第1種特定化学物質の指定から調査各機器メーカーへ調査をかけても「国内向けのみで関係ない」「在庫が大量にあるため、すぐに対応できない」等の情報もあり、対応は進んでいない状態です。 「電子機器及び電子機器の部分品」が含まれる場合、広範囲の電子機器の部品が該当するため、メーカーの全ての判定書の輸出令別表第2についての判定もお願いすることになりますが、通常輸出令別表第2は化学物質が対象と認識していますので、判定を依頼されるメーカー側も困惑することが予想されます。	・ 輸入規制対象品目については、該当するHSコードを、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室HPに掲載の「(お知らせ)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」(※)の(別紙2)第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品と関税定率法別表の対比「関税定率法別表の区分」において、公表しております。輸出規制対象品目についても、輸入規制対象品目の「関税定率法別表の区分」に記載されたHSコードを適用します。 ※(お知らせ)化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html

	具体的にどの部分が適用になるのか、在庫としてある場合も適用不可なのかを解釈によって明示されなければ対応できない状態にあると考えます。 電子機器の製造メーカーは多岐にわたります。 最近は海外製の部品の組み合わせも含まれ、調査が追えないものもあります。 案のまま施行される場合は具体的な追加指定物質が使用されている製品情報を公開し、メーカーが施行日より前倒しで対応できるようにお願いします。	・化審法の輸入禁止製品は、当該製品の輸入を規制しない場合には使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあることから指定されているものです。化審法において輸入禁止製品が指定されている理由を踏まえれば、化審法において指定されている輸入禁止製品と同一の製品を輸出することは、輸出先国においても環境汚染が生じるおそれがあります。従って、輸出貿易管理令においても化審法における輸入禁止製品と同一の製品を在庫製品も含めて輸出規制の対象としています。
3	今般、「輸出貿易管理令の運用について」の改正案では「2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認」中の(5)「輸出令別表2の解釈」においてデクロンプラスが使用されている以下の製品を含む。③電子機器部品及び電気機器の部品が追加されています。産業機器等において、③の部品がネジなどで固定されている場合については「輸出貿易管理令の運用について」(5)(ロ)にあたると判断し別表第2品目に含まれないと考えるべきでしょうか？	・組込品に関しては、輸出する貨物のHSコードが以下の(お知らせ)(※)の(別紙2)第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品と関税定率法別表の対比「関税定率法別表の区分」に掲げるHSコードに該当しない場合は、輸出規制対象とはなりません。 ※(お知らせ)化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html
4	先の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 改正にて、デクロンプラスに適用される「電子機器及び電気機器の部品」について、「国内に在庫としてある製品」については、本指定の対象ではありません、「第一種特定化学物質が既に組み込まれ、又は混入された製品を使用することは、第一種特定化学物質が使用されている「製品の使用」であって、「第一種特定化学物質の使用」にはあたりません」と解釈がありました。 その場合、輸出者としては「既に組み込まれ、又は混入された製品(部品)」であれば「製品(部品)の使用」のための輸出と考え、今回の輸出貿易管理令第4条第2項の規制対象外と判断しても問題ないのでしょうか？或いは規制対象として承認手続きをする必要があるのでしょうか？	・化審法の輸入禁止製品は、当該製品の輸入を制限しない場合には、使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあることから指定されているものです。化審法において輸入禁止製品が指定されている理由を踏まえれば、化審法において指定されている輸入禁止製品と同一の製品を輸出することは輸出先国においても環境汚染が生じるおそれがあります。従って、輸出貿易管理令においても化審法における輸入禁止製品と同一の製品を輸出規制の対象としています。従いまして「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号)の改正案2-1-1(5)輸出令別表第2の解釈の表に記載されている製品につきましては、本通達案の施行日以降は、輸出規制対象となります。

	承認手続きが必要な場合、製造者及び輸入者からデクロンプラスを使用しているという情報提供が無かったことで輸出者が「電子機器及び電気機器の部品」について申告できなかった場合、輸出者が罰せられるのでしょうか？ 製造者、輸入者は罰せられないのでしょうか？	（「輸出貿易管理令の運用について改正案」 2－1－1（5）） UV 328 が使用されている以下の製品を含む。 ①潤滑油 ②樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤 ③塗料及びワニス ④接着剤、テープ及びシーリング用の充填料 デクロンプラスが使用されている以下の製品を含む。 ①潤滑油 ②樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤 ③電子機器及び電気機器の部品 ④シリコーンゴム ⑤接着剤及びテープ ・組込品に関しては、輸出する貨物の HS コードが以下の（お知らせ）（※）の（別紙 2）第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品と関税定率法別表の対比「関税定率法別表の区分」に掲げる HS コードに該当しない場合は、輸出規制対象とはなりません。 ・輸出する貨物が規制対象であるか否かについての判断は、輸出者が自ら行ってください。輸出者での判定ができない場合、必要に応じて製造業者等から該非判定書を入手しそれを使用しても差し支えませんが、輸出者が責任を持って判定結果の内容を確認してください。
5	先の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 改正にて、デクロンプラスに適用される 「電子機器及び電気機器の部品」 については対象範囲が民生用途、工業用途の区別もないため多岐に渡るため、対象 HS コードの公表と説明会を行い、周知すべきと考えます。対象者は輸入業者、取り扱う商社、製造する国内メーカー、国外メーカーすべてに対して周知する必要があります。 商社含めて未だ輸出令別表第 2 に「電子機器及び電気機器の部品」が含まれることに対する理解ができていない会社も多くあることもあり、施行後においては関係するすべての製品や部品に対して判定エビデンスの取り直しを行う作業も行わなければなりません。 いまだ環境負荷物質の調査は平均して 3，4 カ月かかるため、緊急時の輸出だけでなく、通常の輸出手続きにも支障がでてしまいます。HS コ	・輸入規制対象品目については、該当する HS コードを、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室 HP に掲載の「（お知らせ）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」（※）の（別紙 2）第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品と関税定率法別表の対比「関税定率法別表の区分」において、公表しておりおます。輸出規制対象品目についても、輸入規制対象品目の「関税定率法別表の区分」に記載された HS コードを適用します。 ※（お知らせ）化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html

	ードの内容にもよりますが、この状態で「電子機器及び電気機器の部品」のデクロランプラスの調査からエビデンス資料を揃えて輸出承認に備えることは現実的には不可能ではないかと考えております。 まずは化審法施行後の製造や輸入時の規制において周知期間を相当期間置き、調査期間を設けて段階的に行うべきと考えます。	・化審法施行後の製造や輸入時の規制に関する周知期間については、ストックホルム条約締約国会議の概要プレスリリース、審議会資料の公表、パブリックコメント等を通じて行っております。頂きましたご意見を化審法の担当課とも共有致します。
6	電機・電子 4 団体からの意見. pdf 1 電機・電子 4 団体からの「輸出貿易管理令第 4 条第 2 項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の一部改正案に対する意見 2024/12/27 【意見】 ■コメント 1. 化審法施行日以前に製造された成形品に対する配慮のお願い。 ○ 該当箇所：「(通達案) 輸出貿易管理令の運用について」： 2-1-1 輸出令別表第 2 に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (5) 輸出令別表第 2 の解釈 輸出令別表第 2 の項 3 5 の 3 「デクロランプラスが使用されている以下の製品を含む。(中略) ③ 電子機器及び電気機器の部品」(通達案 p. 3) ○ 意見内容 (要望)：成形品含有物質管理の実施可能な運用のため、化審法施行令改正前に製造済みの成形品、特にスペアパーツを輸出禁止対象から外していただきたい。 もし、化審法と輸出貿易管理令の文言を異なるものとするのが不可能なのであれば、輸出貿易管理令の成形品への適用日程を輸入規制の適用日より、1 年から 3 年程度、遅くしていただきたい、若しくは輸出貿易管理令の施行日以前に製造・輸出された成形品の修理用部品を輸出する場合は規制の適用除外とする経過措置を設けていただきたい。 ○理由 1：規制日前に製造された成形品に対しても影響が遡及するため。 デクロランプラスは電子機器・電気機器の部品として様々な部位に使用	・コメント 1 について 化審法の輸入禁止製品は、当該製品の輸入を制限しない場合には使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあることから指定されているものです。化審法において輸入禁止製品が指定されている理由を踏まえれば、化審法において指定されている輸入禁止製品と同一の製品を輸出することは、輸出先国においても環境汚染が生じるおそれがあります。従って、輸出貿易管理令においても化審法における輸入禁止製品と同一の製品を在庫製品も含めて輸出規制の対象としています。 ・ご意見をふまえて、第一種特定化学物質が使用されている製品を規定した「(通達案) 輸出貿易管理令の運用について」[付表 1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第 2 の解釈の表 輸出令別表第 2 の項 3 5 の 3 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和 48 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質 UV-328 が使用されている以下の製品を含む。①潤滑油 ②樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調整添加剤 ③塗料及びワニス ④接着剤、テープ及びシーリング用の充填料、デクロランプラスが使用されている以下の製品を含む。①潤滑油 ②樹脂に防炎性能を与えるための調整添加剤 ③電子機器及び電気機器の部品 ④シリコーンゴム ⑤接着剤及びテープについては、輸入における製品規制開始日より遅らせ、公布から施行まで半年の猶予期間を設けることと致します。 ・コメント 2 について

されており、今般の規制が施行される前に輸出された成形品にも使用されています。企業としては出荷した成形品については製品修理サービスを実施していますが、各国では循環社会実現のため製品修理の義務付けを法令で検討、一部の地域では既に施行されている状況であり、製品修理の対応は法規制的にも継続が求められています。

化審法施行後の新規輸入を規制することについては、理由3に記載するように化審法の遵法判断にねじれが生じ、産業界にとって好ましくはありませんが、日本国法の対象となる最初の行為が「輸入」ですので、理にはかなっていると言えます。一方、複雑な製品の修理のためのスペアパーツは、本体製品製造時にまとめて製造し、保管しておく運用が一般的です。法令による規制が施行前に既に製造された製品にも影響が及ぶ事は遡及適用ともなり得るので避けるべきであると考えます。他法令でも、既に製造された製品を規制の適用除外とする規定を設け不利益とならないように調整している事例はございます。

例1：食品表示法に基づく食品表示基準について。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms205_240830_02.pdf

「(附則) 施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品(令和4年4月21日以降に販売予定であり、長期醸造されている酒類や果実酢等)については、令和4年4月1日以降もなお従前の例によることができるが、消費者への情報提供の観点から、可能な限り当該基準に基づく原料原産地表示を行うことが望ましい。」

例2：食品、添加物等の規格基準。

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc6023&dataType=1&pageNo=1

「(略) ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもののうち六価クロムの成分規格については、この告示の日から起算して6か月を経過する日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理

ご理解のとおりです。輸入規制対象品目については、該当するHSコードを、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室HPに掲載の「(お知らせ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」(※)の(別紙2) 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品と関税定率法別表の対比「関税定率法別表の区分」において、公表しております。輸出規制対象品目についても、輸入規制対象品目の「関税定率法別表の区分」に記載されたHSコードを適用します。

※(お知らせ) 化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html

・コメント3について
ご意見ありがとうございます。なるべく早く公表できるよう関係各所との調整に努めます。

し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。」

今回のケースは、理由 4 にも記載するように、国民の利益にはならないのではないかと考えます。つまり、今般の輸出規制がスペアパーツにも適用されると、製品修理ができなくなり、結果として規制が施行される前に製造・輸出していた成形品に対しても影響が遡及し、これらの製品を輸出していた企業に不利益が生じることになるからです。そのため、規制の施行日以前に製造された成形品に必要なスペアパーツについては従前通り輸出する事ができるような経過措置等を設ける事が必要と考えます。

○理由 2：今回の法改正の発端であるストックホルム条約においては、製造済み製品は規制の対象外とされているため。

附属書 A 注釈 ii の 2 文目は次の通り：「ある化学物質に関連する義務についての効力発生の日以前に製造された又は既に流通している物品の成分として含有されている量の当該化学物質は、この附属書に掲げられているものとして取り扱わない。」

この記載から、既に製造された製品の輸出入は、条約上、規制対象外であると理解しておりますが、今回の本告示に従うと、条約で規制対象となっていない製造済み製品も輸出禁止とされるため、条約を上回る規制となっているのではないかと考えられます。

多くの国において、条約で禁止される物質や混合物の輸入は禁止されますが、かかる物質を含有する（可能性のある）成形品（製品）の輸入を禁止する国は少数派です。輸出相手国における成形品についての輸入規制の有無については、輸出を行う企業がそれぞれ調査しており、日本が条約を上回る輸出規制をしなくとも、各自、遵法の準備を進めております。

この状況下で、条約を上回る輸出規制を行う理由と根拠を教えてください。

○理由 3：化審法対象外である成形品を、輸出では規制することで発生

する遵法判断のねじれによるサプライチェーンの混乱の回避。

デクロランプラスを含む成形品は、化審法の下で「第一種特定化学物質（以下、一特）が使用されている『製品の使用』」に該当するため、一特の使用に係る規制は適用されません。特に、前回意見公募3結果によれば、「デクロランプラスが使用されている「補修用性能部品の使用」は、「一特が使用されている『製品の使用』」に該当するため、一特の使用に係る規制は適用されない。」とのことでした。にもかかわらず、化審法で、製造済み成形品への配慮なく「電子機器及び電気機器の部品」が輸入規制の対象となり、それがそのまま輸出貿易管理令の対象となることで、特にスペアパーツが輸出できなくなることを懸念しております。

化審法が成形品中の一特の含有を禁止しない一方での輸出規制は、遵法解釈のねじれを発生させ、サプライチェーンの混乱を招きます。

○理由4：輸出産業への影響可能性が大きいため。

日本の電機電子機器メーカーの多くは、一特を「グリーン調達基準書」等で禁止するため、成形品の輸入禁止の実影響は比較的低いと思われます。しかし、化審法の輸入禁止規定が、他の法規制、具体的には輸出規制に波及することの影響は大きいです。輸出で成り立っている日本の産業界にとり、現在の化審法の輸入規制とミラーで設定される輸出貿易管理令の組み合わせでの輸出入管理は、問題が大きいと考えております。

化審法での輸入禁止が、これまでの事例どおり「輸出貿易管理令」にそのままコピーされた場合、化審法適用前に製造され、かつ、化審法の使用禁止に該当しない、日本国内で合法的に流通する製品も、スペアパーツも含め輸出禁止となります。

スペアパーツを必要とするような製品の多くの商流は、日本市場内で完結しません。製造済みのスペアパーツを日本から輸出不可となれば、一特が使用されている製品の使用の輸出を規制しない第三国に製品（スペアパーツ）のハブを移転せざるを得ません。このような事態は、産業界にとっても、日本経済にとっても望ましくないと考えます。

■コメント２.: 輸出規制の対象となる部品に関する確認。

○該当箇所: 同前。

○意見内容 (確認): 輸出規制において、化審法施行日以前に製造済みの成形品にご配慮いただける場合であっても、輸出規制の対象となり得る部品種は、化審法に基づく「(お知らせ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」に準じて判断することになるものと理解しております。その理解で正しいでしょうか。

■コメント３.: 対象となる HS コードリストの事前公表のお願い。

○該当箇所: 同前。

○意見内容 (要望): 我々は、コメント１の通り、化審法改正前に製造された成形品は輸出規制の対象外、もしくはなんらかの猶予を設定いただく必要があると考えております。しかしながら、新規製造のものも含め、成形品の輸出入を規制する場合には、規制適用開始の１年程度前までに、対象 HS コードリスト (案) を公開いただきたいと考えます。

○理由: 成形品のサプライチェーンは長く複雑であり、国外を含むサプライチェーンに準備いただくためのリードタイムが必要です。日本メーカーがその物質を使用する、海外を含む業者に直接指示を出せるケースはむしろ少なく、間に挟まる何層もの組み立て業者を介して指示を伝えるケースが多いため、要求事項はなるべく具体的に伝える必要があります。規制対象が明確でないと、対象該非を判断することが出来ず、サプライチェーンに無用の混乱が生じる懸念があります。

今回の提案の元になる化審法改正の方針の意見公募結果 (2024/4/17 公開「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律におけるメトキシクロル、デクロランプラス及び UV-328 に係る措置 (案) に関する意見公募の結果について」) によれば、「輸入禁止製品の詳細については、該当する輸出統計品目番号を整理し、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室 HP に掲載の「(お知らせ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」において、今後公

	表する予定」とのことでした。 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595223066&Mode=1 しかしながら、本日現在、対象 HS コードリストは公開いただけておりません。 これまでの化審法政令改正では、官報公布から輸入（輸出）禁止まで半年程度ですが、輸入開始前に少なくとも 1 年程度の猶予があると、サプライチェーンの混乱をかなり避けられます。 以上	
7	題記パブコメに示された輸出禁止の「デクロンプラス含有品目」の定義について 【意見】 輸出が禁止されるものとして「デクロンプラスが含まれる以下の製品を含む」の中に「③電子機器及び、電気機器の部品」が示されているがこの文言では定義範囲が広すぎて、ネジ、ナットなど難燃剤の用途としてあり得ないものも含まれる また、④シリコンゴム⑤接着剤及びテープ も機器で使用されれば③に含まれる「電気コネクタ、電気配線材」など 適切な表現で定義して欲しい 定義範囲が過剰に広いと、サプライチェーン全体に過大な負担をかけコストが上がり、国際競争力を損なう事になると考える よろしくお願いします	・輸入規制対象品目については、該当する HS コードを、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室 HP に掲載の「（お知らせ）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」（※）の（別紙 2）第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品と関税定率法別表の対比「関税定率法別表の区分」において、公表しております。輸出規制対象品目についても、輸入規制対象品目の「関税定率法別表の区分」に記載された HS コードを適用します。 ※（お知らせ）化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html
8	題記パブコメに示された 「告示で定める貨物」の定義について、ご回答をお願いします 【意見の背景】 12月13日に締め切られた化審法のパブリックコメント募集の回答においてデクロンプラスが含有する場合に、単独で輸入が禁止されるものとして	・意見 1 について 輸入規制対象品目については、該当する HS コードを、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室 HP に掲載の「（お知らせ）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」（※）の（別紙 2）第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品と関税定率法別表の対比「関税定率法別表の

	「③電子機器及び、電気機器の部品」の詳細については、HSCODEを整理し、今後公表する予定」となっており、規制対象を明確にしないまま、同日に閣議決定までされた。 「輸出貿易管理令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」の定義においても、上記HSCODEによる定義を踏襲するものとする 【意見1】 行政手続法第6章 第三十九条2 には 「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって…」とあるが示された文言は「電子機器及び、電気機器の部品」であり、適応範囲が不明確ではない 今後も MCCP など第一種特定化学物質の規制が続くためパブコメ募集時に HSCODE を明確にする取り組みをお願いする 【意見2】 後日 HSCODE で定義を明確にすることであるが明確にする時期も示されていない。 在庫品の含有調査の判断が必要なため、少なくとも施行日の半年前に HSCODE の公開が必要と考える。 いつまでに公表するか、明確にしていきたい。 以上 よろしくお願いします	区分」において、公表しております。輸出規制対象品目についても、輸入規制対象品目の「関税定率法別表の区分」に記載された HS コードを適用します。 ※（お知らせ）化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html ・意見2について ご意見ありがとうございます。なるべく早く公表できるよう関係各所との調整に努めます。
--	--	--